

令和7年第5回教育委員会定例会 会議録

■ 開催日時

令和7年5月26日（月） 13時31分開会
14時00分閉会

■ 開催場所

指宿市役所 大会議室A

■ 出席者

教育長 : 田之上 典昭
教育委員 : 別府 竜人, 福富 早央里, 中村 みゆき, 濱崎 健児

■ 欠席委員

なし

■ 会議に出席した関係者の氏名並びに職員の職及び氏名

教育部長	湯ノ口 繁生
教育総務課長	水流 弘樹
学校教育課長	船間 秀仁
生涯学習課長	上蘭 浩司
学校給食センター所長	久保園 眞弘
指宿商業高等学校事務長	横村 敬一郎

■ 会次第

- (1) 開会の宣告
- (2) 会議成立の宣言
- (3) 前回会議録の承認
- (4) 会議録署名委員の指名
- (5) 教育長の報告
- (6) 議事
 - ・ 日程第1 議案第15号 財産の取得に係る議案に関する意見の申出について
 - ・ 日程第2 議案第16号 指宿市立市民会館条例の一部改正に係る議案に関する意見の申出について
 - ・ 日程第3 議案第17号 指宿市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部改正について
 - ・ 日程第4 議案第18号 指宿市就学援助費支給要綱の一部改正について
 - ・ 日程第5 議案第19号 指宿市立市民会館運営協議会委員の補欠委員の委嘱について
 - ・ 日程第6 議案第20号 指宿市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について
- (7) その他
- (8) 閉会の宣告

■ 会議要旨

1 開会の宣告

(田之上教育長)

ただ今から、令和7年第5回指宿市教育委員会定例会を開会いたします。

2 会議成立の宣言

(田之上教育長)

本日は、委員全員が出席しておりますので、会議は成立しております。

3 前回会議録の承認

(田之上教育長)

次に、前回定例会及び臨時会の会議録の承認について、お諮りいたします。

令和7年第4回指宿市教育委員会定例会の会議録及び令和7年第2回指宿市教育委員会臨時会の会議録を承認することについて、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

(田之上教育長)

ご異議なしと認め、前回定例会及び臨時会の会議録を承認いたします。

4 会議録署名委員の指名

(田之上教育長)

次に、本日の会議録署名委員の指名です。

指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第16条第3項の規定により、本日の会議録の署名委員を、別府職務代理者をお願いいたします。

5 教育長の報告

(田之上教育長)

次に、教育長の報告です。

別紙資料を準備してありますので、ご覧ください。

まずは昨日、市内小学校4校の運動会があり、天気が大変心配されましたけれども、各学校とも無事に開催されました。教育委員の皆様にも視察をしていただき、ありがとうございました。昨日に続いて、本日もよろしくお願いいたします。

それでは、項目1です。

4月25日、第1回南薩地区教育長会に出席いたしました。南薩教育事務所長の講話の後、定期人事異動の概要等について説明がありました。

項目2です。

4月27日、第60回鹿児島県空手道選手権大会が、指宿総合体育館で開催され、開会式に出席いたしました。

項目3です。

4月29日、県内3例目となる、みなとオアシスいぶすき登録証交付式が指宿港海岸で行われました。引き続き、指宿の夏のスタートとなる、第4回いぶすき遊ば海フェスタ&アロハ宣言セレモニーが行われました。青空の下、指宿港海岸でオープニングフラの披露や、ビーチ体験等のイベントがありました。

項目4です。

4月30日、5名の教頭先生を新たに迎え、第1回の教頭研修会が行われました。指宿の子供たちのために、学校全体で心を揃えて、業務の推進をしていただくことをお願いいたしました。

項目5です。

同じく30日、指宿商業高等学校野球場防球ネットの改修状況ほか、各部活動の様子を視察いたしました。現在、県高校総体が開催されておりますが、活躍を楽しみにしているところでございます。

項目6です。

5月1日、2日、8日、当初申告校長面談を行いました。今年度の学校経営目標や、抱負について聞かせていただきました。

項目7です。

5月2日、校区公民館長の辞令交付を行いました。公民館事業を通じた人づくり、つながりづくり、地域づくりについて、ご尽力をいただくようお願いをいたしました。

項目8です。

同じく2日、福岡台湾総領事館意見交換をさせていただきました。台湾の教育の様子についても、少しだけお聞きすることができました。

項目9です。

5月5日、はしむれこどもフェスティバルを視察いたしました。天候にも恵まれ、市内外から約3,700人の参加があり、発掘体験や土器洗い体験等、多くのイベントを楽しんでおられました。

項目10です。

5月7日、南薩教育事務所と合同で、西指宿中学校を訪問いたしました。西指宿中学校の学校経営の説明、授業を見ていただいて、指導をいただきました。

項目11です。

同じく7日、地域と学校の連携協働推進活動本部会議が行われました。地域学校協働活動の推進にあたり、各団体から意見や情報提供をいただいたところです。

項目12です。

5月8日、臨時会最終本会議が開催されました。ヘルシーランド温泉保養館の工事変更等について、同意をされたところでございます。

項目13です。

5月9日、県市町村教育委員会連絡協議会定期総会に出席いたしました。研修講話では、県教育庁の小久保特別支援教育課長から、鹿児島県の特別支援教育の状況について講話がありました。教育委員の皆様も、ご出席ありがとうございました。

項目14です。

同じく9日、連絡協議会定期総会に引き続き、県市町村教育長会定期総会に出席いたしました。

項目15です。

5月10日、市子ども会育成連絡協議会定期総会に出席し、お祝いの挨拶をさせていただきました。

項目16です。

5月12日、指宿市木曜会総会に出席いたしました。

項目17です。

5月12日、13日、19日、当初申告教頭面談を行いました。学校の要として学校経営を補佐し、働きやすい職場づくりに心掛けていただくようお願いをいたしました。

項目18です。

5月15日、16日、第75回全国都市教育長協議会定期総会並びに研修大会が、埼玉県川越市で開催されました。文部科学省調査官からの令和7年度の行政説明、教育研究部会発表、分野別の研究発表等がありました。

項目19です。

5月19日、第78回指宿温泉祭運営委員会総会が行われました。

項目20です。

5月20日、今年度最初になる市教育委員会学校訪問が、池田小学校で行われました。小規模校ならではの特色ある学校経営の様子や、授業の様子を見ることができました。教育委員の皆様にもご指導いただき、ありがとうございました。

項目21です。

同じく20日、県教職員組合南薩地区支部指宿地区協との話し合いがありました。教職員の勤務や労働環境について、話し合いをしたところでございます。

項目22です。

5月21日、不登校児童生徒を対象に、教育支援センターで調理実習が行われ、視察をいたしました。子供たちがみんなで協力をして、楽しそうに美味しいカレーを作っていました。自立のきっかけになる体験学習の機会を、今後も検討していきたいと考えているところでございます。

項目23です。

5月22日、指宿市立少年育成センター運営協議会が行われ、委員への辞令交付と協議を行いました。委員からは、ネットやSNSのトラブルについての話題があり、大人に見えない非行が増えているため、様々な団体や関係機関が連携し、非行の未然防止に繋げていく必要があること等が協議されました。

項目24です。

同じく22日、市民協働推進本部会議が行われました。

項目25です。

5月23日、指宿市史編さん委員会が行われました。現在の進捗状況と、今後のスケジュールについて話し合われました。まずは、来年の市制20周年に合わせて、現代版が発刊される予定になっているということでした。

項目26です。

同じく23日、指宿地区租税教育推進協議会定期総会に出席いたしました。

項目27です。

5月25日、先ほど申しましたが、小学校運動会を視察いたしました。

以上で、教育長報告を終わります。

6 議事

(田之上教育長)

それでは、議事に入ります。

日程第1、議案第15号、財産の取得に係る議案に関する意見の申出についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(湯ノ口部長)

日程第1, 議案第15号, 財産の取得に係る議案に関する意見の申出について, 提案のご説明を申し上げます。

資料の2ページをご覧ください。

財産の取得に係る議案に関して市長に意見を申し出ることについて, 指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第3号の規定により, 教育委員会の議決を求めるものであります。

本案は, 指宿市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により, 予定価格2千万円以上である財産の取得について, 議会の議決を要するものであります。

資料の3ページをご覧ください。

取得する財産は, 中学校学習用情報端末等の生徒用一式で, 内訳はiPad 1,075台及びこれらに付随するキーボード, タッチペン等であります。

取得の方法としましては, 鹿児島県公立学校情報機器整備事業費補助金を活用した, 県の共同購入による随意契約で, 取得金額は66,279,125円, 契約の相手方は, 鹿児島市錦江町9番25号, パステムソリューションズ株式会社, 代表取締役吉留久隆であります。

以上で, 説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(田之上教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(福富委員)

以前は, Windowsのタブレットだったと思うのですが, iPadと違う点等があれば教えてください。

(水流課長)

これまで小学校がiPad, 中学校がWindowsを使っておりました。小学校と同じiPadを使うことによって, 中学校に上がってもスムーズな授業展開ができるのではないかと考えているところでございます。

(福富委員)

ありがとうございます。

(別府職務代理者)

最初に導入してから, どれくらい経つ時期なのでしょう。

(水流課長)

令和2年度の事業としてスタートしましたが、導入自体は令和3年度に繰越しされておりまして、現在5年目を迎えております。WindowsのOSサポート終了の前に、iPadに変更させていただくところでございます。

(田之上教育長)

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(田之上教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第1，議案第15号については、提案のとおり同意することとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(田之上教育長)

それでは、日程第1，議案第15号は、提案のとおり同意することといたします。

(田之上教育長)

次に、日程第2，議案第16号，指宿市立市民会館条例の一部改正に係る議案に関する意見の申出についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(湯ノ口部長)

日程第2，議案第16号，指宿市立市民会館条例の一部改正に係る議案に関する意見の申出について、提案のご説明を申し上げます。

資料の4ページをご覧ください。

指宿市立市民会館条例の一部改正に係る議案に関して、市長に意見を申し出ることについて、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第3号の規定により、教育委員会の議決を求めるものであります。

本案は、令和8年4月1日から指定管理者制度の導入を可能とするために、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正内容の詳細につきましては、生涯学習課長が説明いたします。

(上園課長)

主な改正内容といたしましては、使用料を指定管理者の収入とする利用料金制の導入を可能とし、指宿市民会館施設使用料を変更しようとするものであります。

7ページをご覧ください。

指宿市立市民会館条例の新旧対照表の改正後（案）の第22条は、市民会館の管

理を指定管理者に行わせる場合には、施設利用に係る料金を指定管理者の収入とするものであります。

第23条は、指定管理者に関する読み替えを定めるものであります。

8 ページをご覧ください。

指宿市民会館施設使用料につきましては、「使用料・手数料等の見直しに関する基本方針」に基づき、過去の実績に基づき算定した施設の維持管理経費と、受益者負担の適正化の観点から、施設の特性に応じた性質別受益者負担の割合に基づき算定を行っており、別表にありますとおり、大ホールの使用料を4,690円から6,090円に、リハーサル室の使用料を350円から520円に、小会議室の使用料を250円から370円に、創作活動室の使用料を270円から400円に、楽屋の使用料を180円から270円に、ホワイエの使用料を320円から480円に改めるものであります。

なお、附則において、指宿市立市民会館条例については、施行期日を令和8年4月1日としております。

また、改正後の指宿市立市民会館条例の規定は、令和8年4月1日以後の利用に係る利用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例によることとしております。

併せて、指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続は、この条例の施行日前においても行うことができることとしております。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(田之上教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(田之上教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第2、議案第16号については、提案のとおり同意することとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(田之上教育長)

それでは、日程第2、議案第16号は、提案のとおり同意することといたします。

(田之上教育長)

次に、日程第3、議案第17号、指宿市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部改正についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(湯ノ口部長)

日程第3，議案第17号，指宿市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部改正について，提案のご説明を申し上げます。

資料の11ページをご覧ください。

指宿市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を別紙のとおり改正したいので，指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第4号の規定により，教育委員会の議決を求めるものであります。

改正内容につきまして，新旧対照表で説明いたしますので，資料の14ページをご覧ください。

令和7年6月1日に，丹波小学校区の「大牟礼中」及び「大牟礼東」が合併し，「大牟礼」に，資料の15ページの今和泉小学校区の「戸迫」及び「小牧西」が合併し，「小牧西・戸迫」に，「小牧中」及び「小牧東」が合併し，「小牧中・東」に変更されることから，所要の改正を行うものです。

また，地区名の表記の修正についても，併せて行うものです。

なお，附則において，施行期日を令和7年6月1日としております。

以上で，説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

（田之上教育長）

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

（なしの声）

（田之上教育長）

質疑・意見等がないようですので，質疑・意見を終結いたします。

日程第3，議案第17号については，提案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

（田之上教育長）

それでは，日程第3，議案第17号は，提案のとおり可決することといたします。

（田之上教育長）

次に，日程第4，議案第18号，指宿市就学援助費支給要綱の一部改正についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

（湯ノ口部長）

日程第4，議案第18号，指宿市就学援助費支給要綱の一部改正について，提案のご説明を申し上げます。

資料の16ページをご覧ください。

指宿市就学援助費支給要綱の一部を別紙のとおり改正したいので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第4号の規定により教育委員会の議決を求めるものであります。

改正内容につきまして、新旧対照表で説明いたしますので、資料の18ページをご覧ください。

就学援助費は、要保護・準要保護児童生徒として認定された場合、その保護者等に支給しており、準要保護児童生徒の認定に際し、保護者の児童扶養手当受給の有無を参考としております。

令和7年度組織機構再編に伴い、児童扶養手当に係る事務が地域福祉課から、こども課へ移行したため、認定審査会の委員に、こども課長を追加するものであります。

なお、準要保護者の認定に際し、当該年度の市町村民税の課税状況を確認することから、市町村民税確定後の7月に認定審査会を開催するため、附則において令和7年7月1日から施行することとしております。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(田之上教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(田之上教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第4、議案第18号については、提案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(田之上教育長)

それでは、日程第4、議案第18号は、提案のとおり可決することといたします。

(田之上教育長)

次に、日程第5、議案第19号、指宿市立市民会館運営協議会委員の補欠委員の委嘱についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(湯ノ口部長)

日程第5、議案第19号、指宿市立市民会館運営協議会委員の補欠委員の委嘱について、提案のご説明を申し上げます。

資料の19ページをご覧ください。

指宿市立市民会館運営協議会規則第3条の規定に基づき、指宿市立市民会館運営協議会の補欠委員を次のとおり委嘱したいので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第17号の規定により教育委員会の議決を求めるものであります。

指宿市立市民会館運営協議会規則第3条第2項において、委員は学校長代表、公共的団体の代表及び学識経験者のうちから教育委員会が委嘱することとなっております。

今回、欠員が生じ、新たに委嘱しようとする者は、学校長代表として小学校長の狩集雅人氏、公共的団体の代表として川路泳人氏、堀之内努氏の3人となっております。

なお、任期は前任者の残任期間となる令和7年6月1日から令和8年5月31日までの1年間であります。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(田之上教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(別府職務代理者)

指宿市PTA連合会の堀之内努さんですが、学校はどちらになるのでしょうか。

(上蘭課長)

北指宿中学校になります。

(田之上教育長)

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(田之上教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第5、議案第19号については、提案のとおり同意することとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(田之上教育長)

それでは、日程第 5，議案第 19 号は、提案のとおり同意することといたします。

(田之上教育長)

次に、日程第 6，議案第 20 号，指宿市学校給食センター運営委員会委員の委嘱についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(湯ノ口部長)

日程第 6，議案第 20 号，指宿市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について、提案のご説明を申し上げます。

資料の 20 ページをご覧ください。

指宿市学校給食センター条例第 6 条第 3 項の規定に基づき、指宿市学校給食センター運営委員会委員を次のとおり委嘱したいので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第 10 条第 17 号の規定により教育委員会の議決を求めるものであります。

指宿市学校給食センター条例施行規則第 3 条第 1 項において、「委員は、小学校長代表、中学校長代表、学校職員の給食担当者代表、小学校 P T A 代表、中学校 P T A 代表、このほか教育委員会が必要と認める者」のうちから教育委員会が任命し、又は委嘱することとなっております。

今回、委嘱しようとする者は 17 名で、選出区分、氏名及び所属等につきましては記載のとおりであります。

任期は令和 7 年 6 月 1 日から令和 8 年 5 月 31 日までの 1 年間であります。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(田之上教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(田之上教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第 6，議案第 20 号については、提案のとおり同意することとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(田之上教育長)

それでは、日程第 6，議案第 20 号は、提案のとおり同意することといたします。

以上で、本日、予定しておりました議案等については、全て終了いたしました。

7 その他

(田之上教育長)

これより、その他に入ります。
何かございませんでしょうか。

(なしの声)

8 閉会の宣告

(田之上教育長)

以上で、令和7年第5回指宿市教育委員会定例会を閉会いたします。